

福島県立医科大学別科助産学専攻履修規程

令和 4年 4月 1日規程第 5号

(目的)

第1条 この規程は、福島県立医科大学別科学則（令和4年4月1日 基本規程第3号）（以下「別科学則」という。）第10条の規定に基づき、別科助産学専攻における授業科目及び授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 授業科目の名称、単位数及び必修・選択の区別は、別表1のとおりとする。

(単位計算の方法)

第3条 授業科目の単位数は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義は、15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習は、30時間をもって1単位とする。
- (3) 実習は、45時間をもって1単位とする。

(履修の方法)

第4条 学生は、別表1に定める授業科目を履修し、36単位以上を履修しなければならない。

- 2 授業科目のうち別表2の左欄に掲げる科目については、当該科目に先立って、同表の右欄で指定する科目を履修していなければならない。

(履修科目の登録)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目について、指定期日までに所定の履修届を教育研修支援課に提出しなければならない。

- 2 履修届提出後は、授業科目を変更し、又は取り消すことはできない。ただし、別科助産学専攻運営委員会（以下「運営委員会」という。）において特にその事情が正当と認められた場合は、この限りではない。

(成績の評価)

第6条 各授業科目の成績については、試験等（筆記試験及びその他の方法（以下「試験」という。）並びに平常の状態、諸記録及びレポート等をいう。以下同じ。）により評価する。

- 2 試験等による成績の評価は、授業科目の成績評価を行う者（複数で成績評価を行う場合は、代表して成績評価を行う者。以下「科目責任者」という。）が行った後、別科長が確認するものとする。

- 3 講義及び演習においては、授業科目の出席時間数が全授業時間数の3分の2未満の者は当該授業科目の試験を受けることはできない。

(成績評価の基準)

第7条 試験等による成績の評価については、100点を満点として評価し、60点以上を合格とする。

- 2 学則第23条に定める学修の評価区分と百点法の関係は次の表のとおりとする。

評価区分	評点	判定	内 容
S	100～90点	合格	学習目標を達成したと認められ、とくに優れた成績であることを示す。
A	89～80点	合格	学習目標を達成したと認められ、優れた成績であることを示す。
B	79～70点	合格	学習目標の核心部分を達成したと認められ、妥当な成績であることを示す。
C	69～60点	合格	学習目標の最低限度は達成できたと認められる成績であることを示す。
D	59～0点	不合格	学習目標の最低限度が達成できていないと認められる成績であることを示す。

(成績の通知)

第8条 授業科目の成績は、後日、学生に通知する。

(成績評価に関する異議申立て)

第9条 学生は、成績評価に関し疑義等がある場合には、運営委員会に対し成績評価に関する異議申立てをすることができる。

- 2 成績評価に関する異議申立ての必要な事項は、別に定める。

(単位の授与等)

第10条 福島県立医科大学学則(平成18年4月1日 基本規程第17号)(以下「学則」という。)第22条に規定する単位の授与及び授業科目の修了の認定(以下「単位の授与等」という。)は、科目責任者が行う学修評価に合格した者について、別科小委員会の議を経て、運営委員会が行う。

なお、実習については、出席時間数が全時間数の5分の4に満たない場合、単位の授与等はされない。

(再履修)

第11条 単位の授与等がなされなかった者が、翌年度においてその授業科目に係る単位を修得しようとするときは、原則として、再度、履修届を提出し、再履修しなければならない。

(試験の種類)

第12条 試験の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定期試験

原則として各学期末に行う。ただし、科目責任者が必要と認める場合にあっては、適宜行うことができる。

(2) 追試験

次条第1項に定める事由により試験を欠席した者については、運営委員会においてその事情が正当と認められた場合に限り、追試験等の方法によって成績を評価する。

(3) 再試験

試験により不合格の評価を得た授業科目について、再試験を行うことがある。この場合、成績の評価は60点を上限とする。

(試験欠席届)

第13条 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができない者は、試験開始までに教育研修支援課に連絡し、速やかに試験欠席届を提出しなければならない。

2 前項の届には、病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては理由書を添付しなければならない。

(試験における不正行為)

第14条 試験に関する不正行為の事実が運営委員会において確認された場合は、当該授業科目を不合格とし、懲戒については学則第34条の規定を適用する。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、運営委員会が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第2条、第4条関係)

区分	授業科目	配当	単位数		1単位当たりの 時間数	履修方法 及び 修了要件	
			必修	選択			
助産学基礎領域	基礎分野	助産学概論	前	1		15	必修 6単位
		形態機能学	前	2		15	
		周産期の病態生理	前	1		15	
		心理・家族社会学	前	1		15	
		ウイメンズ・ヘルス	通	1		15	
助産学実践領域	助産診断・技術分野	基礎助産診断・技術学	前	1		15	必修 27単位
		妊娠期助産診断・技術学	前	2		講義 15 演習 30	
		分娩期助産診断・技術学	前	3		講義 15×2 演習 30×1	
		産褥期助産診断・技術学	前	1		30	
		新生児・乳幼児期助産診断・技術学	前	1		15	
		異常の助産診断・技術学	前	1		30	
		ライフサイクルと健康	通	2		30	
	専門分野	母子健康包括支援学	通	2		講義 15 演習 30	
		助産管理学	後	2		講義 15 演習 30	
	実習分野	母子健康包括支援実習Ⅰ (子育て期実習)	前	1		45	
		母子健康包括支援実習Ⅱ (地域母子保健実習)	後	1		45	
		助産学実習	前	9		45	
		ハイリスク管理実習	後	1		45	
	助産学探求領域	探求分野	研究	通	2		
放射線被ばくと助産			後	1		15	
国際母子保健			後		1	15	
修了要件単位数(最低単位数)						36(36)	

別表 2 (第 4 条関係)

授業科目	先修条件として指定する授業科目
助産学実習	左欄の授業科目に先立って、以下の科目を履修しておくこと。 <ul style="list-style-type: none">・形態機能学・周産期の病態生理・基礎助産診断・技術学・妊娠期助産診断・技術学・分娩期助産診断・技術学・産褥期助産診断・技術学・新生児・乳幼児期助産診断・技術学・異常の助産診断・技術学